

## 24 - 02 消防団

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 組織・人員

組織は現行体制とするが、連合消防団を組織し市長の指揮監督下で活動する。

また、団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図る。

#### (2) 分団の構成

現行の分団数、階級定数及び管轄区域を引き継ぐ。

### 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 報酬及び旅費等

出勤報酬については、合併後3年程度で統合を図る。

#### (2) 退職報償金